

平成 3 1 年度 税制改正に関する提言

平成31年度 税制改正について

昨年は一昨年に続き、変化の年でした。そんな中、今、世界は同時好況とされています。アメリカ・中国・EU・日本・東南アジア・アフリカまでも好況とされています。

国内に於いては景気拡大期間が戦後2番目とされています。しかしながら栃木県内に於いては好況感が少ないようです。

栃木県内の法人会は税制改正を提言するに当たっては、毎年、会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、平成31年度の税制改正について、次のとおり提言いたします。

1. 地方経済と中小企業の活性化

《地方経済活性化》

(1) アンケートに回答の企業の75.5%が黒字となっています。

企業収益については増収増益が34.8%、まったく反対に減収減益と答えた企業が32.8%と相反する回答となりました。これは景況の伸びが1.5%であり、地方においては、その恩恵にあずかれない企業があるものと思われます。

そして「景気拡大を感じますか？」の問いに53.3%の企業が感じないと回答しています。それは伸びが僅かである事に由来しているのでしょうか。

今まさに人手不足、こんな状況のなかで僅かずつではありますが、地方にも、好況感を感じられるようにアベノミクスの効果があるようにしたいものです。

(2) 地方の弱点は何と言っても人口減少と高齢化です。まさに大都市への人口流出が止まりません。人口の減少と高齢化が進むと、必ず食品を始めに物販が少なくなり個人商店は廃業に追い込まれます。そのみならずスーパーやショッピングセンターも閉店となります。

《地方経済活性化への提言》

(1) 「ものの消費からことの消費」にどんどん変化しています。

単なる物販だけでなく地方が生き残る一つの方法として、「ことの消費」の代表である観光に力を注ぐべきです。そこで、インバウンドの旅行者を取り込むためにも観光を、行く・見るから体験型観光に変わるべきでしょう。

観光を通じて都市圏の人々に地方の良さを知ってもらい、更にはそこに定住してもらえ、る仕組みを作り上げるべきでしょう。

(2) 更に新しい居住者を迎えるにあたってコミュニティバスを始めとする公共交通機関などを充実させる必要があります。

或いはもっと住みやすくする為に、コンパクトシティーなど生活居住環境を整備すべきです。

《中小企業対策》

栃木県には体験型観光の素地が充分揃っています。その素地を活用して官民による事業の立ち上げ、事業の育成により雇用を創出すべきと考えます。そして、それは栃木県経済を支えている中小企業を育成する土壌の醸成の一端になります。

そんな中で地方の経済を下支えして、雇用を促進して行くために企業は弛まざる努力をしてまいります。

《中小企業対策への提言》

中小企業にとって大変重要な事は、事業を継続していく事です。次の世代へ継承が円滑に行われる事でもあります。

そこで事業承継に関わる本格的な個別税制の創設を求める次第です。

2. 財政健全化と行政改革

《財政健全化》

アベノミクス景気第一・第二の矢である金融政策・財政政策により、我が国の財政は異常な状況にあります。アンケート調査では、財政健全化と社会保障制度のどちらを優先すべきかとの問いに、「財政健全化を優先すべき」との回答が「社会保障制度を優先すべき」を大きく上回りました。これは不健全財政の「リスク」、あるいは将来見込まれる「増税」に対し、納税者としての「受益」以上に関心が高いことを表しています。

財政健全化の入り口である基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）は当初2020年の黒字化を目標としていたが、政府の試算では2020年度は1兆円近い赤字が予想され、黒字化は2027年度に先送りされています。一方、金融政策としての日銀による大量の国債購入は保有残高が400兆円を超え、実質上の「財政ファイナンス」が行われており財政・金融の不健全性は高まっています。

しかし、財政危機にあるのに支出拡大の要求はむしろ高まっており、教育の無償化・教育国債発行等々の構想が相次ぎ、その財源は今後引き上げられる「消費税」を当てようと考えられています。他方、東アジアの緊張を考えれば防衛費の増額はやむを得ないが、防衛費は「財源論議」がないまま30年度予算で増額されています。

《財政健全化への提言》

- (1) 財政再建は「歳入」「歳出」両面からのアプローチが必要です。その手順・方法に関する納税者が納得しやすいオープンな「議論」がなされていない点を改善すべきです。歳出の最大の項目であり、伸び続ける「社会保障関連費」の安定財源を確保し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を目指した「社会保障と税の一体改革」に基づく、2015年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げは、2017年4月に延期され、その後大きな議論もないまま、さらに2019年10月へと再延期されています。
- (2) 2019年10月の消費税引き上げ時には、「財源論議」もないままに「軽減税率」の導入がなされようとしています。確実に進行している「緩んだ財政規律」を立て直すべきです。「入るを計って、出るを制す」は基本です。
- (3) 財政政策が支持されたとしても「使途自由」な歳出を容認しているわけではありません。「歳出削減」は具体的な方策・額そして達成時期の目標についてロードマップを公表すべきです。
- (4) 経済活性化のための処方箋としての金融・財政政策が、財政健全化をないがしろにし「国債不信任」が発生した場合、予想される金利上昇・金融混乱等の副作用にも備えるべきです。

《行政改革》

財政健全化のためには、「歳入増」を不安定な税の自然増のみに頼らず、「増税」と「歳出の削減」は必須です。そして、行政改革の徹底は増税で国民に痛みを求めるうえでの「前提」となります。

アンケート調査で、「歳出」のどの分野を削減するかとの問いでは、圧倒的な比率で「国会議員の各種手当、公務員の人件費」削減が選ばれました。ただし、これは優先順位を意識した回答と思われます。しかし、財政健全化を語る時最も高い関心を持っていることは間違いありません。こうした観点から、「行政改革」について提言します。

なお、「行政改革」の実施に当たっては、公務員の意識改革が肝要であることを付言しておきます。

- (1) 国・地方議員の大幅な定数削減、歳費の抑制、そして税金が投入されている「政治資金」

の不適正な歳出構造の改善。さらに国・地方公務員の人員削減と能力に応じた賃金体系による人件費の抑制を実施すべきです。

(2) 人員削減と給与水準の見直しによる人件費抑制策は業務の民間委託を推進し民間投資を拡大するチャンスとすべきです。そうした施策は「規制緩和」を促し、ほとんど停滞したままのアベノミクス第三の矢である「成長戦略」を後押しする一助になります。

(3) 地方の歳出構造を改善すべきです。

ア 国はPBの赤字が続くが、地方財政の収支ギャップは地方交付税で埋められ、それでも足りない部分は国・地方双方の借金で賄われているため地方の「財政規律」が緩んでいます。

イ このため地方の給与水準は地域の民間企業の給与水準を大きく上回る水準となっています。国家公務員も含めて給与水準の比較に当たっては、一定規模の企業だけでなく中小零細企業の給与も含めるべきであります。

ウ また、地方議員の数の多さと、高額な報酬そして、それ以外に政務活動費も支給されるなどの地方議会のあり方を改革すべきです。さらに人事委員会や選挙管理委員会など行政委員に多額の月額報酬が支給されているところもあるようです。これについては実働日数に応じた日額報酬などに見直しすべきです。こうした不思議な制度を不思議に思わない感覚は民間には理解しがたいものです。地方改革の停滞はこうした歳出構造を生む「財政規律」のゆるみが原因であり改革されるべきです。「歳出予算は使い切る」という発想では「歳出削減」は進みません。

3. 社会保障制度改革

(1) 現在の社会保障制度では、我々中小零細企業にとっては所得税・法人税を合わせた額よりも、はるかに多い負担を企業と被保険者が拠出しています。「社会保障と税の一体改革」は肥大化する社会保障費への対応が目的でありました。

しかし、少子高齢化の速度は増加する一方で従来の社会保障制度は閉塞的な展開しか残されていないとしか考えられない現状です。

法人会では、ここ数年に亘って応能負担の導入や再分配の仕組みを見直すことによって、公正・公平な税制を提言していますが、社会保険庁から年金機構への改組にあっても看板の挿げ替えに止まる程度の「改革」でしかありませんでした。『消えた年金』や給付の誤りなど、不祥事については旧体制を上回るとも言えるお粗末さです。

日本国憲法第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という、「生存権」を行使するには公正公平が求められるべきです。

我が国が「世界で最も成功した社会民主主義」と評されていたこともありますが、これは北欧型の高負担高福祉ではなく、中負担中福祉が経済的發展を促したとみる考えでしょう。

(2) 本年度のアンケートにおいては、加入者別制度間で起こる負担と給付の格差は解消すべきとの声が多数聞かれました。

国家予算を家計に例え語られますが、安定した収入無くして安定した支出はあり得ず、債務超過は破綻を意味します。安定した社会保障制度を維持するには、安定した税収は必須です。間もなく70年を迎える現社会保障制度は社会構成要素の変化を受け止めるには限界に近づいているのではないのでしょうか。

これを機に、例えば年金の賦課方式から積立方式への転換など、ドラスティックな制度の根本的な見直しを進めなければならないでしょう。しかし、積立式に移行するにはその財源

を確保しなければならず、相当の期間を要することになります。従って、積立方式の実効性の高い若年層から希望者を順次移行し、併せて社会保険の負担率を法人から個人へ移行させ、且つ医療負担比率との調整をおこない、総支給額の減少を図り財源確保の一助とします。また、国保・健保の一元化をすすめ、制度間格差を解消させるべきでしょう。

さらに言えば、介護保険適用の現状を見ますと、安易な認定と運用が目につくように思われます。ここにも、国費負担と自己負担の比率を再考し、財源確保と不公平感の排除に注力すべきではないでしょうか。

- (3) 社会福祉制度は年金と医療に限りません。生活保護制度についても、社会のセーフティネットとしての役割は重要ですが、いわゆるワーキングプアや年金のみの収入世帯との格差は適正と言えるのでしょうか。一時期不正受給が話題になったのは、これらの格差にも起因するのではないのでしょうか。

こうした、モザイク的な制度の不均衡を是正して、国民の多くが納得できるような給付と負担のバランスを見直していくべきです。

法人会会員のアンケートに反映された経済発展を主流とした社会保障制度を再構築できるよう、社会保障制度の安定的持続のためにも、租税の基本原則である「公平・中立・簡素」に立ち戻った税制の根本的改革の実行が迫られているのではないのでしょうか。

4. 税負担のあり方と使われ方

《 税負担のあり方 》

- (1) 平成28年度の税収を見ますと、消費税は16.1兆円、法人税は11.1兆円となっています。これ以上に、消費税増税と法人税減税を実施することは、税負担のバランスとして中立性を著しく欠くこととなります。低所得者にとって消費税の税率アップは死活問題となり、国民の生活を破壊する恐れがあります。日本の法人の99%以上を占める中小・零細企業にとっても、消費税増税は中小企業が増税分を商品価格に転嫁しづらく、利益を圧迫し、こちらも死活問題となります。国民の大多数にマイナス影響を与える消費税増税を実行すれば、消費は落ち込み、活動範囲がドメスティックな中小零細企業の更なる収益悪化に繋がります。

日本の大企業の内部留保は初の400兆円を超え、安倍政権が発足した2012年から70兆円増えて過去最高を更新しました。近年の大企業の内部留保が大きく増加した理由は、円安・原油安の事業環境が大きく改善する一方で、人件費の抑制と、税率引き下げ等によって法人税の支払いが抑制されたことが挙げられます。内部留保がきちんと賃金や設備投資に回っていない現状があり、結果として内部留保は増え続けています。

- (2) 法人税制が大企業を優遇する一方で、中小零細企業には優遇措置が適用される条件が整っていないために、法定税率に近い税率があてはめられています。企業規模の視点から見れば「逆累進構造」となっています。税制上の公平とは、規模や所得の大きい企業が多く負担する「応能・応益負担」が原則です。日本の税制の現状は、とても公平とは言えません。

近年日本企業も、短期に、より多くの利益を求める傾向が強まって来ています。「配当性向の増大」によって株主への配当金の大幅な増額が行われる一方で、「労働分配率の低下」が進行し、非正規雇用の派遣や契約労働者、パート従業員などが増加しています。

大企業は史上最高益を出しているのに実質賃金は下がり続け、若者は疲弊しきっています。こんな状況が進行すると言うことは、税制が機能せず、偏った富の集中が起こっている証左であります。

- (3) 昨年も提言したところの、租税特別措置法による累積された政策減税の廃止を含む整理が必要です。また、受取配当金益金不算入制度やタックスヘイブン及び海外子会社を利用した税逃れ、輸出戻し税の問題など、税制の欠陥を修正することによって増税分以上の充分な財

源を確保することができると思います。

併せて、予てより当法人会で提言しているところの所得税の課税単位を個人から世帯単位にする、N分N乗方式の導入を少子化対策、配偶者の就業調整や社会保険料負担の正常化の観点からも是非検討されることを強く望みます。

《 税の使われ方 》

- (1) 消費税は逆進性が高いので、貧富の差が拡大します。軽減税率の導入は一律に税金をかけて手続きを容易にするという消費税の存在意義を無くします。それでは物品税等のかつての租税体制に戻した方がマシになります。それよりも経済の活性化を促し、社会全体の利益を拡充させて収益増を図った方が、中長期的にもプラスの面が多いはずで、「景気に左右されない安定した税収」とは、見方を変えれば「景気を良くすることを考えなくてもいい」と言う財政当局の怠慢との解釈もできます。

経済成長の鈍化は総需要の不足が問題です。財政再建に留意しつつデフレ脱却に向けて、財政政策も金融政策もフル稼働させ、需要の創出を図る必要があります。そしてインフレターゲットを定めて実質的な債務残高を減らす、積極型財政にシフトするべきです。

- (2) 地方経済の疲弊と東京一極集中が問題視されています。今後 IoT や AI 技術の進化によって産業構造が大きく変化して行くことが考えられます。地方の中小零細企業にとって、新たな設備や人材投資が出来なければ、撤退や廃業をせざるを得ない状況になって来ます。地方の中小零細企業への税の再分配が極めて重要になります。今一度、担税能力に応じた『公平・中立・簡素』の三原則に則った早急な税制改正を要望します

5. 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

税率の更なる引き下げを求める意見が多いです。

本年も基本税率の更なる引き下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引き上げ(2,000万円程度まで)と軽減税率の引き下げを求めます。また、役員給与は原則損金算入すべきと考えます。

なお、今年も所得金額(利益額)に応じた累進課税にするべきとの意見があり、一考に値します。

(2) 個人所得課税

アンケートでは、所得格差を強く感じているが57.5%と過半数を超えています。所得格差を是正するため高所得者に対する負担増や、累進税率の強化を求める意見が多くあります。年金所得控除額の縮小と年金支給の所得制限を求める意見が合わせて51.3%となっています。何らかの是正が必要と考えます。

富裕層は所得金額が1億円を超えると租税負担率が低減すると言われていています。その原因は、利子・配当の金融所得は分離課税で20%の税負担となっており、金融所得が多ければ多いほど低減との指摘がなされています。金融所得については勤労所得と一元化して総合課税にすべきではないでしょうか。総合課税にするまでの間は税率を30%にすべきであります。

配偶者控除適用の改正が行われ、収入上限額が103万円から150万円に引き上げられましたが、「就業調整」は解消しないと思われるとの意見が37%ありました。「就業調整の壁」が103万円から150万円になったにすぎないのではないのでしょうか。この問題を根本的に解消するには「個人単位課税」を改め、当法人会が従来から提言している「世帯単位課税」(N分のN乗方式)を導入する以外にありません。

(3) 消費税

平成31年10月の10%への税率の引き上げについては、アンケート結果では、予定どおり10%に引き上げるべきとの意見と10%以上に引き上げるべきとの意見を合わせると49.6%であり、現行の8%維持と税率の引き下げを合わせると50.4%と拮抗しています。しかしながらこのアンケートの回答者の状況を見ますと、直近の決算で75.5%が黒字の企業の方が回答いただいております、法人会会員全体の総意とするには無理があります。

ノーベル経済学賞受賞者のクリストファー・シムズ教授（プリンストン大学）が「ゼロ金利の制約に直面した状況では、財政政策を前面に出して物価上昇率に連動させる必要がある」と指摘し、財政政策の発動を伴わなければ、「低金利、あるいはマイナス金利にしても経済活動は刺激できない」として、2%の物価目標が達成されるまで消費増税は延期すべきだと提言しています。ともにノーベル経済学賞の受賞者であるポール・クルーグマン教授とジョセフ・スティグリッツ教授も10%へのさらなる税率引き上げの延期を提言しています。現在の経済状況・過去の消費税引き上げ時の状況を鑑みますと、シムズ氏の提言のとおり2%の物価目標が達成されるまで消費増税は延期すべきと考えます。

ところで、10%までは単一税率を維持し、軽減税率の導入には反対です。アンケートでは、将来10%以上に引き上げる際の低所得者対策として60.9%が軽減税率の導入を支持していますが、事務の煩雑さ等を考慮するとき給付つき税額控除を採り入れるのが望ましいと考えます。

(4) 資産課税

アンケートでは、事業承継の10年特例緩和策に賛成するものが47.5%。特例ではなく本則にすべきとの23.3%と合わせると70%以上が緩和策を歓迎しています。中小企業にとっては円滑に事業承継が行われることが最も望ましいことでもあります。引き続き、事業用財産と一般財産とを切り離した事業承継税制の創設を求めます。

(5) 地方税

地方税についてアンケートでは、どの税目についても軽減、見直しを求める意見が圧倒的に多いです。

固定資産税については、景気の現状や地価の動向に照らして評価額が高いという意見が多くあります。一様に重税感を強く感じています。

「一物四価」（時価、公示価格、基準地価格、相続税評価額）と呼ばれる土地評価額を早急に一元化すべきです。

固定資産税の課税に当っては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

その他、都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われるので、廃止すべきです。

6. 終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っており、今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存です。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

会員への「税制改正に関するアンケート調査」の結果を巻末に添付しましたので、ご参照ください。

平成 31 年度税制改正提言にかかるアンケート調査結果

対 象：単位会税制委員及び役員等
回答社数：548社

問 1 貴方の企業にとって、現在最も関心のある事柄は、次のうちどれですか。

- (1) 企業の成長 (2) 人手不足 (3) 事業承継

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	268	169	111	548
割合 (%)	48.9	30.8	20.3	100.0

問 2 企業収益等についてお尋ねします。

イ 企業収益の現状は前年と比べてどうですか。

- (1) 増収増益 (2) 増収減益 (3) 減収増益 (4) 減収減益

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	180	105	71	169	525
割合 (%)	34.3	20.0	13.5	32.2	100.0

ロ 直近の決算はどうですか。

- (1) 黒字である。 (2) 赤字である。

	(1)	(2)	計
回答数	400	130	530
割合 (%)	75.5	24.5	100.0

ハ 景気は拡大していると感じますか。

- (1) 感じる。 (2) 感じない。 (3) どちらともいえない。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	85	281	161	527
割合 (%)	16.1	53.3	30.6	100.0

ニ 人手不足と言われていますが、どうですか。

- (1) (受注を受けきれないほど) 人手不足で困っている。
(2) 人手不足であるが、困るほどではない。
(3) 人手不足はない。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	131	299	101	531
割合 (%)	24.7	56.3	19.0	100.0

問 3 事業承継について、10年特例の緩和策（雇用要件の廃止、納税の減免など）が検討されるようですが、どのように思いますか。

- (1) 緩和策の実施に賛成である。
(2) 10年特例ではなく本則にするべきである。

- (3) 一般財産と事業用財産を切り離した事業承継税制を創設するべきである。
 (4) 現行法で十分である。

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	249	122	123	30	524
割合(%)	47.5	23.3	23.5	5.7	100.0

問4 社会保障制度の安定的持続にも財政健全化が必要と言われますが、

イ 財政健全化を図るために何を優先しますか。

- (1) 規制緩和により経済成長を促し税収増を図る。
 (2) 増税により税収増を図る。
 (3) 徹底した歳出削減を実施する。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	238	31	270	539
割合(%)	44.2	5.8	50.0	100.0

ロ イで(2)を選択された方、どの税目を増やしますか。

- (1) 所得税 (2) 法人税 (3) 消費税 (4) 資産課税(相続、贈与)
 (5) その他(たばこ税など)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	9	2	22	14	18	65
割合(%)	13.9	3.1	33.8	21.5	27.7	100.0

ハ イで(3)を選択された方、どの分野の歳出を削減しますか。

- (1) 社会保障費(年金、医療など) (2) 教育関係費
 (3) 公共事業費(国土インフラ整備など) (4) 防衛費
 (5) 国会議員の各種手当、公務員の人件費

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	27	3	28	23	241	322
割合(%)	8.4	0.9	8.7	7.1	74.9	100.0

問5 社会保障制度は、年金・医療保険とも加入者別に制度が分かれ、それぞれの保険料負担・給付に差があります。

イ 制度間格差は解消すべきですか

- (1) 解消すべきである。 (2) 解消する必要はない。

	(1)	(2)	計
回答数	361	166	527
割合(%)	68.5	31.5	100.0

ロ 社会保障制度を安定的に持続させるために、財源面から次の中でどれが良いと考えますか。

- (1) 保険料の一元化による引き上げ。 (2) 増税(消費税など)による公的負担を増やす。

	(1)	(2)	計
回答数	259	247	506
割合(%)	51.2	48.8	100.0

ハ 制度面からは次の中でどれが良いと考えますか。

- (1) 高額所得者に対する年金給付額の引き下げ。
- (2) 保険給付額の内容の見直し（高額療養費、薬価・診療報酬など）

	(1)	(2)	計
回答数	236	299	535
割合(%)	44.1	55.9	100.0

ニ 保険料の負担はどれが良いと考えますか。

- (1) 現行どおり（企業と従業員の半々）でよい
- (2) 全額を所得に応じた個人負担とする。
- (3) 企業と従業員の負担とするが、企業負担を現行の半分くらいに軽減する。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	231	62	232	525
割合(%)	44.0	11.8	44.2	100.0

問6 財政健全化と社会保障制度のどちらを優先すべきと考えますか。

- (1) 財政健全化を優先すべきである。
- (2) 社会保障制度を優先すべきである。
- (3) どちらともいえない。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	242	94	192	528
割合(%)	45.8	17.8	36.4	100.0

問7 政府は消費税10%への引上げ時に軽減税率を導入するとしているが、法人会は、消費税10%までは軽減税率導入に反対しています。消費税の税率や低所得者対策についてお尋ねします。

イ 消費税率について

- (1) 景気を減速させないため、現行の8%を維持すべきだ。
- (2) 社会保障と税の一体改革のため、予定どおり10%に引き上げるべきだ。
- (3) 安定した社会保障制度を維持するため、10%以上に引き上げるべきだ。
- (4) 個人消費を喚起し、景気拡大を図るために税率を下げるべきである。

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	222	210	51	43	526
割合(%)	42.2	39.9	9.7	8.2	100.0

ロ 財源不足を補うため、消費税でどこまで負担できますか？

- (1) 10%超～15%
- (2) 15%超～20%
- (3) 20%超～25%
- (4) 25%超

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	402	63	5	3	473
割合(%)	85.0	13.3	1.1	0.6	100.0

ハ 消費税率が10%以上になった場合、低所得者対策を導入するとしてどちらを選びますか？

- (1) 飲食料品等に対する軽減税率の導入 (2) 給付つき税額控除の導入

	(1)	(2)	計
回答数	315	202	517
割合(%)	60.9	39.1	100.0

ニ 軽減税率を適用するとした場合、軽減税率は何%が適当ですか？

- (1) 現行の8% (2) 5% (3) 0%

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	283	169	62	514
割合(%)	55.1	32.9	12.0	100.0

問8 年金・社会保障などの再分配前では「世帯間格差は過去最大となった。」(報道各社)とし、所得格差が拡大しているといわれています。

イ 所得格差についてお尋ねします。

- (1) 所得格差を強く感じている。 (2) 所得格差はそれほど感じていない。
(3) 所得格差は全く感じていない。

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	302	218	5	525
割合(%)	57.5	41.5	1.0	100.0

ロ 所得の再分配を機能させるために、何を優先しますか。

- (1) 年金以外に一定額以上の収入がある者の年金所得控除額を縮小する。
(2) 金融所得(配当、利子、株式譲渡益)を分離課税から総合課税にする。
(3) 金融所得は分離課税でもよいが、税率を20%から25%~30%程度に引き上げる。
(4) 年金支給に所得制限を設ける。
(5) 累進税率における最高税率を上げる。
(6) 法人税率にも累進税率を創設するべきだ。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	161	87	75	110	61	34	528
割合(%)	30.5	16.5	14.2	20.8	11.6	6.4	100.0

問9 配偶者控除(38万円)が適用される配偶者の収入の上限が、103万円から150万円に引き上げられました。また、本年度の政府・与党の税制調査会では基礎控除などの人的控除を含めた所得控除の見直しが検討されています。栃木県の法人会では、従来から所得税の課税単位については、現行の「個人単位課税」ではなく「世帯単位課税」

(N分N乗方式)を導入するよう提言しています。N分N乗方式について今年もお尋ねします。

- (1) 配偶者控除の適用上限を150万円に引き上げても就業調整は解消しないと思われるから、N分N乗方式を導入すべきである。
- (2) 基礎控除を含めた所得控除の見直しで対処すべきであり、N分N乗方式を導入する必要はない。
- (3) N分N乗方式がよくわからない。
- (4) 現行のままでよい。

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	194	72	188	71	525
割合(%)	37.0	13.7	35.8	13.5	100.0

問10 地方税の以下の税目について、ご意見を簡潔に記載してください。

事業税、住民税（県・市・個人・法人）、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税。
 <別掲>

問11 個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税について改正要望があれば、それぞれについて2項目以内でお書きください。
 <別掲>

平成31年度税制改正提言にかかるアンケート調査《集約意見》

問10 地方税の以下の税目について、ご意見を簡潔に記載してください。

事業税、住民税（県・市・個人・法人）、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税。

事業税

- ・免税、減免、廃止、見直し【23】
- ・赤字であっても、一定額の税金は支払うべき / ・現行法で良い【5】
- ・税額の計算方法が複雑に感じる【2】
- ・地方との格差是正のため、再配分制度の見直しは必要と感じる
- ・景気変動の影響を受けにくい所得課税が地方行政に必要と思います
- ・公平性から、宗教法人にも応分の負担をしてもらいたい
- ・継ぎ足し、継ぎ足しの税制はもう限界。社会保障の見直しも含め、新元号もとで大改革しないと、日本は本当の意味で復活しないのでは…
- ・税目の簡素化を含め抜本的見直しが不可欠です。（償却期間等、時流にマッチしていません）
- ・収益率によって税率を変化させるべき ・他県の本店所在地の事業所の事業税等の増税
- ・地方税は安定的であることが望まれるため、欠損法人に対する非課税の仕組みは見直した方がよい。 ・大企業と零細企業で格差を。 ・個人事業税の事業主控除を拡大したほうがよい。
- ・事業税は企業の利益率、人件費の向上を考慮すべきである。

住民税（県・市）（個人・法人）

- ・免税、減免、税率引き下げ【17】

- ・明らかな二重課税なのになぜ改正されないのか？控除されるべきだ
- ・年金からの市・県民税を差し引く場合、現在働いている年収からも差し引くので、年金からの控除は働いている人の分は引かなくてもいいのではないのでしょうか
- ・各々の県・市の差別を無くする（均等化）
- ・法人住民税において、再配分を実施するのであれば申告及び納税等を国または県等に一本化して欲しい（税率及び均等割額等の統一を含め）【2】
- ・収入の多いお年寄りに一般の人と区別して、相応の税負担をしてもらうべき
- ・地域活性化の為ふるさと納税は続けて欲しい。役所にも努力してもらいたい。
- ・葛生地区の場合佐野との合併により値上がりするもサービスは変わらず。
- ・製造業など設備投資型の業種に税負担が偏っている。その資産を使って得られる所得への事業税や住民税との重複課税となる。以上の点から総合的な見直しを検討してもらいたい。
- ・事業所に徴収を任せるな、公務員の仕事だろ！！ ・明確な計算方法。もっとわかりやすく。

固定資産税

- ・免税、減免、税率の引き下げ【24】
- ・国交省・総務省・国税庁それぞれの土地評価を行政の効率化のため一本化すべき
その上で商業地はより収益性を考慮した評価をすべき
- ・居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価にすべき
- ・学校・宗教法人等にも、固定資産税、都市計画税を課すべきである
- ・実勢価格での評価を願いたい ・中心地の評価がまだ郊外と差がある
- ・去年から「空き家対策」名目で、非居住住宅の固定資産税が4倍に上がり、「農地集約化」の名目で未耕作農地の固定資産税も1.8倍に引き上げられるなど資産課税の大幅強化が行われており、低所得者への負担も大きくなることから、公平性の観点から富裕層を対象に行うことを検討願いたい。
- ・資産評価は資産が生み出す収益を基礎として行うべきと思う
- ・自分の所有するものに関しては仕方のないものと思われるが、今後、親の資産に対しても支払いが生じる場合は、非常に負担になるものと考えます
- ・事業収入の有無や、種類に応じて課税を調整する仕組みが必要。
- ・不動産が負動産に田舎ではなっている。価値のない土地に税をかけないで欲しい。
- ・農地⇒宅地にいつのまにかなっていたことがある。明確な資産の定義を分かりやすくしてほしい。今後は大幅に軽減してほしい。
- ・事業用に使用する土地・建物・設備等は事業税との二重課税である。小設備投資に対する負担増による設備投資意欲の阻害。
- ・製造業など設備投資型の業種に税負担が偏っている。その資産を使って得られる所得への事業税や住民税との重複課税となる。以上の点から総合的な見直しを検討してもらいたい。
- ・固定資産税は現在の不動産価値を参考にして評価額を下げるべき。（実態とかなり差がある。）
- ・賦課税方式であり、課税標準の評価や算出ルールなど、公平性・透明性を高める必要がある。
- ・相続時の登記を義務付け、地籍調査とあわせて、平等・公平な評価による課税。
- ・未登記による土地が九州(の面積)程度あるとのことだが、はっきりすれば相続税徴収になる。
⇒地方財政が潤い、地方交付税を減らすこともできる。
- ・企業が整備する企業主導保育所については固定資産税が半額になっているが、認可保育所同様に全額非課税にしては。

都市計画税

- ・免税又は減免処置、税率の引き下げ、廃止【11】 B・市街化調整区域にも徴収すべき
- ・課税対象や基準が分かりにくく、一般財源となるため明確性に欠ける
- ・法人住民税において、再配分を実施するのであれば申告及び納税等を国または県等に一本化

して欲しい（法人のみ）

- ・調整区域で、市街化区域並みの地域（下水などの都市整備が完備されている地域）は、課税対象にすべきだ
- ・よくわからない。あまり無駄な計画はしないように。（税金がもったいないので）
- ・都市計画そのものを見直すべきだと思う。・地域により恩恵のない所があるので見直すべき。
- ・中心地から離れた場所については恩恵を受けておらず、一律の税率では不公平の気がします。

償却資産税

- ・緩和することで設備投資の拡大を図る
- ・免税又は減免処置、税率の引き下げ、廃止【11】
- ・法人住民税において、再配分を実施するのであれば申告及び納税等を国または県等に一本化して欲しい（法人のみ）
- ・業種によっては機械装置・計測器に対する比率が高く経済活動には不利益と思う
- ・税目の簡素化を含め抜本の見直しが不可欠です。（償却期間等、時流にマッチしていません）
- ・製造業など設備投資型の業種に税負担が偏っている。その資産を使って得られる所得への事業税や住民税との重複課税となる。以上の点から総合的な見直しを検討してもらいたい。
- ・税負担が業種間で偏りがあり、公平性に加え投資促進の観点から見直しを検討した方がよい。
- ・固定資産税と重複しているのでは？
- ・申告時の事務負担が大きい。
- ・投資を促す為、取得初年度～3年程度軽減税率を導入して欲しい。

事業所税

- ・免税又は減免処置、税率の引き下げ、廃止【8】
- ・酷過ぎます。至急見直しをしてもらわなければ事業が継続不可能。バブル崩壊後、零細企業はほとんど利益を出せない状況です。経営者の給料も満足に取れません
- ・固定資産税と二重課税的要素を有することから廃止すべき
- ・企業業績にかかわらず課税されているが、対象によっては大きな負担に感じる
- ・他の税と被っている感じがして、納得はしていない
- ・地方零細事業所には関係ない。
- ・市町村別に課税・非課税があるのは不公平である
- ・赤字法人の見直し
- ・企業規模や業種に関係なく、面積や人数によって課税されるのには納得いかない。

問 1 1 個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税について改正要望があれば、それぞれ2項目以内でお書きください。

個人所得課税

- ・税率を下げたい【9】
- ・女性及び高齢者の就業人口増加に見合った控除制度等をより大胆に見直すべき
- ・タックスヘイブンの利用など特権階級を見逃してはいけない
- ・高所得者の負担増が必須
- ・高校・大学の学費無償化が無理であれば、税制面で扶養控除・勤労学生控除等の所得控除を増やすことも検討すべきである（高額所得者については、支払った学費のみ所得控除を認める等）
- ・源泉徴収されるサラリーマンと自己申告による納税者との所得税に対する不公平感の払拭策
- ・高額所得者をターゲットにする制度の見直し案が出ますが、そこに至るまで他の人にならぬ苦勞と努力をしているのに、なぜ、何の為に一生懸命働いているのか？税金が高額すぎて、まるで税金を支払う為だけに働いているようです。何の苦勞もせずに国から給付金を貰っている人をももう少し見直すべき
- ・あまり取られると働く意欲がなくなる。
- ・低所得者への見直し必要。
- ・教育費がすべて無料にならないうちは所得税をゼロにすべきだ。（0才から学業終了時まで）
- ・課税等級を今以上にきめ細かく設定する必要がある。累進課税は仕方ないが、あまりに大雑把な等級枠では中途半端に稼いだら損をするという所得帯が散見されることになる。

法人課税

- ・税率の引き下げや小規模事業者の緩和
- ・税率を下げ、軽減、【27】
- ・法人税率を上げ、個人税負担を軽減して欲しい。
- ・交際費の課税特例措置の延長。
- ・各種軽減税率を見直して税体系の簡素化をしてほしい。

- ・ 賃上げや設備投資を条件に税制優遇ではなく、中小企業に対してはもっと大胆に法人減税をお願いしたい。我々中小企業は、親会社からのコストダウン要求に悩まされ、賃上げや設備投資をしたくてもできない状況にある。それを分かってほしい。
- ・ 法人税を減税しても不足分はどこから徴収するのか。個人から徴収するのであれば景気はさらに減速するのでは？
- ・ 中小企業には、内部留保が認められておりません。それに代わり設備投資の優遇税制がありますが、それを利用できるものばかりとは限りません。中小企業にも内部留保を認めていただけるようにお願いします。 決算数字で課税されるので、納税する現金がない。
- ・ 各企業は税金を払う為に大変な努力をしている。政治家は財政健全化にもっと真剣に取り組んでもらいたい。日本国の経営者になったつもりで黒字化、借金返済に対して責任をもって。
- ・ 積極的な投資を促すため、30万円未満の固定資産は一律に損金計上を認めて欲しい。
- ・ 投資を促進するため、一括消去できる額をアップする。法人課税減額に繋がり、設備投資促進になり、景気浮揚になる。

資産課税

- ・ 税率を下げ、廃止、評価の見直し【10】 ・ 地籍調査実施による公平公正な課税
- ・ 消費税増税に伴い、贈与税・相続税を減らすべき。3代続くと「身代」が無くなるのは異常
- ・ 一般資産と事業用資産は、完全に切り離すべきである。承継のために過剰な税金を払い、事業が立ち行かなくなるのでは本末転倒である。
- ・ 贈与税の利率を軽減し資産が移動しやすくなれば、流動性が高まり経済が活性化するのでは。
- ・ 配偶者の取得分は税額控除で0にすべき。
- ・ 評価額を実際の取引価格に近い金額に低減すべきだ。売買したときに税金を払うのだから。
- ・ 相続税の改正により、課税対象者が倍増していますので、納税猶予制度の要件緩和を望みます。

消費課税

- ・ 減税、10%へ上げない。【14】 ・ 最悪の税制、政治家が馬鹿すぎる。
- ・ ガソリン税等の二重課税を見直すべき ・ 軽減税率は煩雑なので適用はやめるべきだ。
- ・ 販売側とすれば8%の現行法が浸透してきたが、購買意欲の低下を感じている。今後、増税されれば更に厳しくなると思う ・ 飲食料品等にかかる軽減税率は必要である。
- ・ 課税売上高1000万円超の金額を上げて欲しい（例えば1000万円⇒3000万円とか）
- ・ 10%以上の引上げでもいいので社会保障を一刻も確立してもらいたい。
- ・ 中小企業にとって軽減税率の計算は難しい。
- ・ 消費税申告に関する事務負担を少なくして欲しい。（軽減税率による複数税率の反対）
- ・ 他の税目で総合的には十分課税されているにも拘わらず、日本は諸外国に比べ消費税が安いからもっと上げるべきという論調には常々疑問を感じている。
- ・ 消費税率を上げるのなら他の租税を見直し、廃止すべきは廃止、歳出見直しは絶対条件！

その他

- ・ マイナンバー、インターネットを活用し手続きの簡素化により大幅な公務員の削減を行い、税率をさげる。公務員の削減分を民間に委託し税率を下げる。
- ・ 税金の無駄遣いを無くすことが最優先（森友の不透明な土地売却のような件多数）
- ・ 納税が社会貢献であることを広く認識してもらい、脱税・節税をやめさせるべき
- ・ 国税の地方交付金をふやして欲しい。
（理由） 地方で教育された若者が大都市へ移り住む仕組となってしまった。成人になるまでの教育費は地方が背負い、労働力として稼働できるようになった時、地方出身の若者は東京で税を払っている。この仕組を変えない限り、地方はますます冷えるばかりです。
- ・ 負担を分かち合う税制にすべきである。 ・ 税金の無駄遣いを無くすことが最優先

以上